

狂犬病予防注射はお済みですか？

○ 環境政策課
☎ 0558(76)8002

狂犬病予防法では、4月1日から6月30日の間に狂犬病予防注射を受けることを義務づけられています。

まだ、狂犬病予防注射が済んでいない場合は、速やかに受けさせるようにしましょう。

狂犬病はどんな病気？

狂犬病は犬だけではなく、人にもうつる病気です。感染し発症すると、治療法がなく、ほぼ100%死亡します。この恐ろしい病気にならないためにも予防はとても重要です。



狂犬病予防注射について（年1回）

○生後91日以上の犬は、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることは飼い主の義務です。

○屋内・屋外の飼育にかかわらず、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

○犬が高齢や病気で注射が困難な場合、獣医師の証明をもらい市役所で猶予の手続きをしましょう。（毎年手続きが必要です。）

※やむを得ない事情により、動物病院に連れていくことができない場合は、環境政策課までご相談ください。往診を依頼できる動物病院を紹介します。

ごみの分け方・出し方 ごみについて再確認

第15回

○ 廃棄物対策課
☎ 055(949)6805

空きビン・空きカンは燃やせるごみに混入していると燃えずに残ってしまい、機械類に絡まるなどして焼却炉の故障の原因となります。

ビンの出し方
ビンとは飲料・食料用のガラスビン、薬品・化粧品のガラスビンです。

①出す前にふたを取り外し、中身を空にして水ですすいでくださいにしてから取り外してください（リングは可能な限り取り外し）
②ふた・ふたの下のリングは金属製なら「カンの日」のアルミカン・スチールカンへ、プラスチック製なら「プラスチック容器の日」に分別してください。
③決められた資源物集積所のコンテナに入れてください。

※ビンとしては出せないものは？

・鏡、食器類、花瓶、灰皿、ガラス、コップ、陶磁器、耐熱ガラス製のビン等は、リサイクルできないもののコンテナへ

カンの出し方

カンとは飲料・酒類・菓子類やスプレーカン（ヘアスプレー・カセットボンベ・塗料などのことです。

①出す前に中身を空にして、水ですすいでくださいにしてから出してください。
②決められた資源物集積所のコンテナに入れてくれださい。袋に入れたまま出さないでください。
③スプレー缶は、必ず使い切ってから火の氣の無い風通しの良い場所で穴をあけ、ガス抜きをしてください。（使い切らずに穴を開けると火災事故の原因となります。）



ごみの展開検査を実施しました

○ 廃棄物対策課 ☎ 0558-76-8002

市では、令和2年10月29日から11月6日にかけて蓮山ごみ焼却場と長岡清掃センターで「燃やせるごみの展開検査」を実施しました。

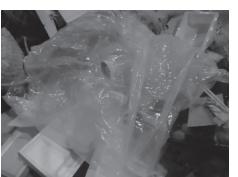
展開検査とは、ごみの分別状況を確認するために無作為抽出したごみ袋を開封して行う検査です。特に分別のされていないものは、排出事業者に返却しています。

今回の検査では、特にプラスチック容器包装や紙類の混入が非常に多くなっている状況が確認されました。これらは、分別することで資源として有効活用できるだけでなく、燃やせるごみの量を減らすこととなり、ごみの処理経費の削減につながります。また、燃やせるごみに金属類など燃やせないものが混入していると、焼却施設の故障の原因になります。

もう一度、皆さんにお配りしているパンフレットなどで、正しい「ごみの分別」の確認をお願いします。



▲ プラマーク



コンビニ弁当容器などのプラマークが入っているもの（プラスチック容器包装）は、洗ってプラスチック用の袋に入れて「プラスチック容器の日」に出しましょう。



プラマークのないプラスチック（その他プラスチック類）はプラスチック用の袋に入れて「カンの日」に出しましょう。



紙類は種類ごとにまとめて白い紙ひもでしばるか紙袋に入れて「かみの日」に出しましょう。



いづみひかり
伊豆海景

なるほど！屋外広告物 Q & A ②

Q. どんな屋外広告物に許可が要るの？

A. 多くの場合、屋外広告物の掲出には許可申請が必要です。

自己敷地内に設置するもの

自家広告物…

店舗・事務所等の名称、商標、事業、営業内容を表示するため、その店舗・事務所等がある敷地内に表示・設置するもの



掲出広告物の総面積が一定基準を超える場合は許可申請が必要です。

自己敷地外に設置するもの

道標・案内図…

広告物に矢印や案内図などを掲示し、誘導を図るもの

一般広告物…

自家広告物や案内図に該当しないもの

許可申請が必要です。

※一般広告物は地域によって設置できない場合があります。

Q. なぜ、自分のお店の敷地に設置する広告物まで規制するの？

A. それぞれの店舗や事務所もまち並みの景観を構成する大切な要素です。景観は個人のものではなく、地域のみんなのものという観点と、適切な管理によって危害を避けるという観点から、広告物の色や大きさ、管理についてのルールが決められています。

Q. 以前からある自分のお店の看板も、今から申請が必要なの？

A. 現在は「無許可」の状態ですので、直ちに申請が必要です。高さ・大きさ・色などの許可基準に適合し、安全上問題がなければ、既存の看板も許可がおります。ただし、一定の大きさまでのものは申請・許可の必要がありません。地域によって異なるので、詳しくはお問い合わせください。

○ 都市計画課 ☎ 055-948-2909